

京都銀行倶楽部規則

第1章 総則

第1条 本倶楽部は、京都銀行倶楽部と称する。

第2条 本倶楽部は、一般社団法人京都銀行協会（以下「協会」という）の定款第4条第7号の規定により金融機関関係者相互の親交を図りその連絡を密にするための必要な施設として協会内にこれを設ける。

第2章 事業

第3条 本倶楽部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親交を図るための集会
- (2) 経済・時事問題等に関する講演会等の開催
- (3) その他本倶楽部の目的達成に必要な事業

第3章 会員

第4条 本倶楽部の会員は、正会員、推薦会員、客員および名誉会員の4種とする。

第5条 正会員は、協会の社員銀行、日本銀行京都支店および協会の役職員であって当該銀行または協会の代表者が指名した者とする。

第6条 推薦会員は、協会と密接な関係ある金融機関の役職員であって当該金融機関の申出にもとづき協会の理事会（以下「理事会」という）が推薦した者とする。

第7条 1. 客員は、協会と特別の関係ある官公庁、団体等に所属する役職員または銀行、協会の元役職員その他であって理事会が推薦した者とする。

2. 名誉会員は、銀行業の発展または協会の運営に顕著な功績のあった者の中から理事会が推薦する。

第8条 正会員、推薦会員または客員にして社員銀行、官公庁または所属団体等の役職員たる資格を失ったときは退会と看做す。

第9条 会員は、本倶楽部の規則および決議を守らなければならない。

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 前条に違反したとき
- (2) 本倶楽部の体面を著しく毀損したとき

第11条 会員は、第12条の倶楽部運営委員会において定める銀行倶楽部運営要綱にもとづいて集会または会食等のため倶楽部施設および会館を利用することができる。

第4章 倶楽部運営委員会

第12条 本倶楽部の円滑な運営を図るため、理事会の下に倶楽部運営委員会（以下「委員会」という）を置く。

倶楽部運営委員（以下「委員」という）は、正会員中より理事会が委嘱する。

第13条 委員は、委員会を構成し本倶楽部事業の運営に関する次の事項を審議するとともに、その運営にあたる。

ただし、委員会で決定した事項のうち、特に重要な事項については、理事会に報告し了承を得るものとする。

- (1) 倶楽部事業（行事）の実施計画および運営に関する事項
- (2) 倶楽部事業の推進ならびに会館の利用促進に関する事項
- (3) 倶楽部施設等の利用に関する事項（利用者範囲の選定を含む）
- (4) 料理等の価格・利用時間等、食堂・宴会場の運営に関する事項
- (5) 倶楽部施設や備え付け器具等に関する事項（備品の購入・使用料額の改定を含む）
- (6) 倶楽部事業の円滑な運営と活性化を図るための諸施策に関する事項

第14条 1. 委員会は、協会の専務理事または常務理事が招集し、年2回（4月、10月）の例会のほか、必要に応じて随時開催する。
2. 委員会の運営については、前2条および本条によるほか、委員会において決定する。

第15条 協会の専務理事または常務理事は、常任委員として協会会長の命を受けて本倶楽部の事務を掌理する。

第5章 入会金および会費

第16条 会員は、入会金を納入しなければならない。

ただし、当分の間、正会員については入会金を免除する。

また、推薦会員、客員、および名誉会員については、理事会の議を経て入会金を免除することができる。

入会金の額は理事会において決定する。

入会金には、消費税を加算する。

既納の入会金は事由の如何にかかわらず返還しない。

第17条 会員は、会費を負担し6か月分宛前納しなければならない。

ただし、理事会の議を経て会費を免除することができる。

会費の額は理事会において決定する。

新たに入会した者は、入会の月より計算して納入するものとする。
中途退会の会員が前納した会費は、その後任の新会員の会費に充当することができる。

会費には、消費税を加算する。

既納の会費は事由の如何にかかわらず返還しない。

第6章 会 計

第18条 本倶楽部の経費は、会費、協会の一般会計からの繰入金およびその他の収入をもってこれに充てる。

入会金は別途に積立て、これの支出については理事会の承認を要する。

第19条 本倶楽部の計算は、協会の特別会計としてこれを処理する。

第20条 本倶楽部の計算期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

附 則

第21条 本規則に定めのない事項および本規則の変更は、理事会においてこれを定める。

(昭和52年2月24日制定、理事会)

(昭和54年6月18日一部改正、倶楽部委員会)

(平成19年2月19日一部改正、理事会)

(平成22年3月15日一部改正、理事会)

(平成24年3月19日一部改正、理事会)

倶楽部会員の会費は、月額1,000円(消費税別)とする。

(平成22年3月15日理事会決議)